

文理学部における合理的配慮の内容及び申請の手続きについて

学生支援室窓口

学生の皆さんへ

文理学部における合理的配慮の内容及び申請の手続きについての理解を得るため、主要なポイントをまとめました。

1. 授業等に関する合理的配慮の内容

障がいのある学生が、障がいのない学生と平等な教育の機会を得られるようにするために、授業等に関する合理的配慮を申請することができます。

合理的配慮とは、教育の本質を変えない範囲で行われる、学部や関係者に過重な負担がない、授業等に関する調整や工夫です。

2. 合理的配慮申請の手続き

書類は全て学生支援室窓口に提出します。

1) 学生支援室窓口で説明を聞く

合理的配慮を申請するに際して、手続き・申請書類についての説明を聞き、書類をもらう

2) 申請を申し出て、申請書類の作成を行う

合理的配慮申請申込書の作成と提出、学生支援室窓口での面談の上、合理的配慮申込書を作成する

根拠資料（障害者手帳のコピー、診断書等）を必要に応じて準備する

3) 合理的配慮（案）を作成、提出する

申請書類に基づき、学生支援室窓口と相談して合理的配慮（案）を作成する

4) 関係者カンファレンスに参与する

学科教職員、関係部署と学生支援室で適切かつ実現可能な配慮内容を調整する際に、（学生支援室を通して）意見を述べる

5) 学部決定された合理的配慮文書を受け取る

合理的配慮内容が書かれた文書を受け取り、配慮内容を確認する
(各授業担当教員にも同じ内容の依頼文書が通知されます)

6) 授業担当教員と対話を通じて配慮内容を合意する(建設的対話)

各授業担当教員とメール、対面等で対話し、合理的配慮内容を合意する
(授業形態、到達目標により、実施する配慮内容は変わることがあります)

⇒ **合理的配慮開始**

7) モニタリング(学期終了後)を受ける

合理的配慮実施に関する学生支援室からのモニタリングに答える

文理学部「合理的配慮」申請のポイント

※申請から決定・通知まで、通常 1～2か月かかります

※合理的配慮開始以前の授業期間には遡及されませんので、早めの行動をお勧めします

※合理的配慮の申請は「半期」単位(前学期・後学期)です

合理的配慮に関することは、学生支援室窓口にお問い合わせください。